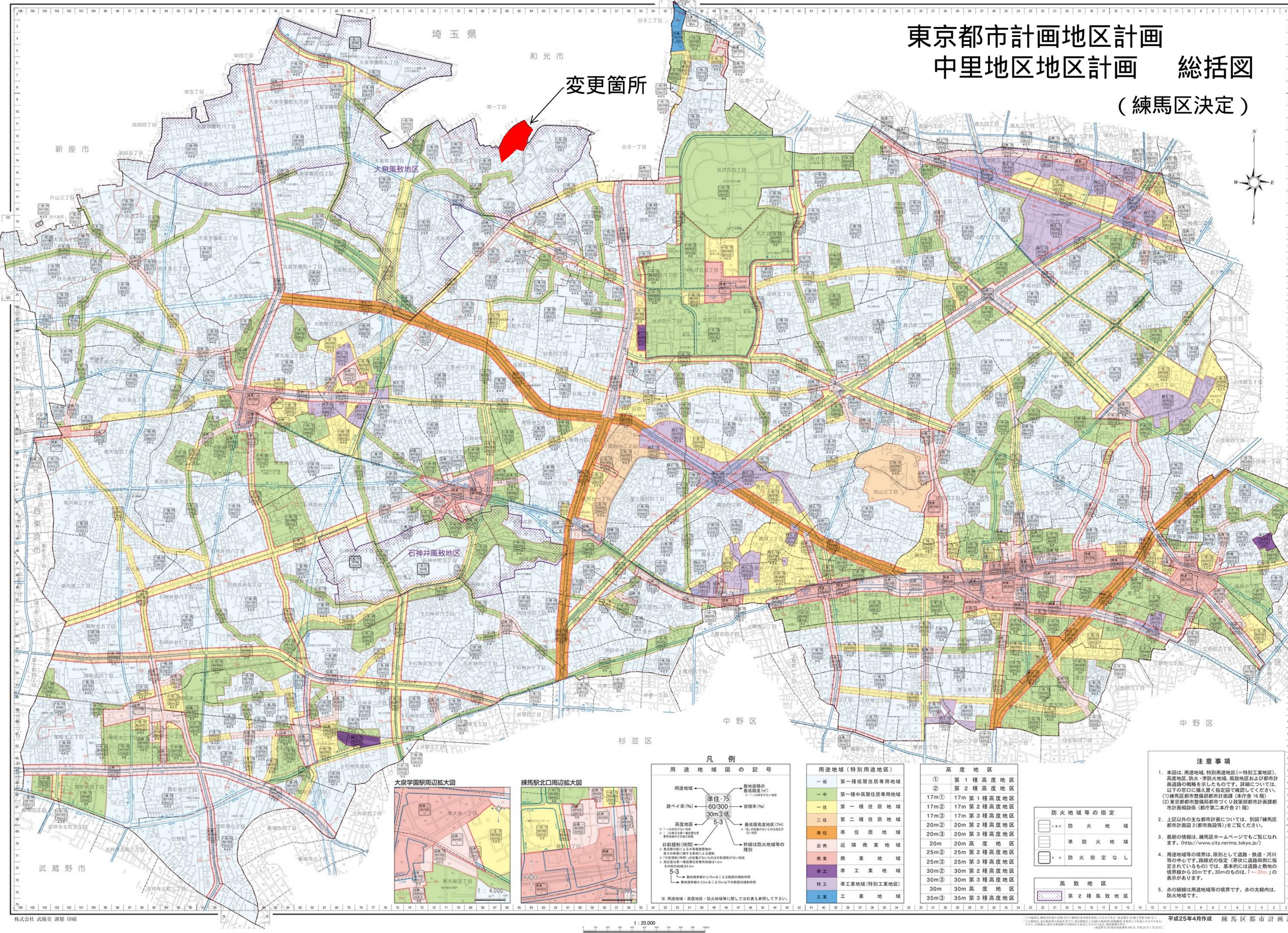


# 東京都計画地区計画 中里地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



変更箇所

埼玉県  
和光市

新座市

中野区  
杉並区



### 凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最低限度 (㎡) / 建ぺい率 (%) / 容積率 (%)

高度地区 → 最低限高度地区 (m) / 容積率 (%)

防火地域等の指定

風致地区

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区	
■	第2種風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指図書で確認してください。  
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 16 階)  
(2) 東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課練馬区都市計画相談係 (都庁第二本庁舎 21 階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。  
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。道路等の指定 (帯状に道路側に指定されているもの) では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「一-30m」の表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

